本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教科用図書選定審議会委員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（義務教育指導課）

一　趣旨

学校教育法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例の規定の整備をするための改正

二　内容

㈠　題名を次のように改める。

埼玉県教科書等選定審議会委員定数条例

㈡　本則中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に改める。

㈢　本則中「埼玉県教科用図書選定審議会」を「埼玉県教科書等選定審議会」に改める。

三　施行期日

令和九年四月一日

72a850184944facad2abe6448eb94004